

企画一資料3

令和4年第1回岐阜県議会定例会
条例その他議案
関係資料

企画経済委員会

目 次

議第32号	清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行 条例の一部を改正する条例について 【地域振興課】 企画 1
議第33号	岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について 【市町村課】 企画 3
議第39号	岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について 【商工政策課（労働雇用課・産業技術課）】 企画 4
議第58号	令和3年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について (令和4年1月31日専決) 【商工政策課】 企画 6

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例 の一部を改正する条例について

清流の国推進部地域振興課

1 改正の趣旨

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例により奨学金の貸与を受けた者に対して、県内就業の機会をいっそう増やすことを目的に、卒業後の県内居住・県内就業の要件の緩和について条例を改正しようとするもの。

その他、当該奨学金の制度運用を踏まえて、所要の改正及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の改正をしようとするもの。

2 改正の概要

■清流の国ぎふ大学生等奨学金条例



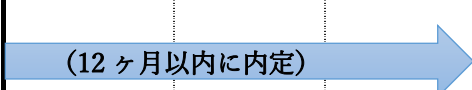
(1) 返還債務の免除及び猶予の要件の改正

①県内に居住し、及び県内で就業する期限を、大学等の卒業後 6 月以内から 1 2 月以内に延長

②県内で就業することが大学等の卒業後 1 2 月以内に内定した場合は、県内に居住し、及び県内で就業する期限を大学等の卒業後 1 8 月以内とする特例を新設

上記①又は②の改正後の要件に該当した後、引き続き 5 年間県内居住及び県内就業した場合に返還債務を全額免除する。

【条例改正後の運用イメージ】

Uターン居住及び就業の時期				現行	改正後
大学等卒業	6 ヶ月	12 ヶ月	18 ヶ月		
				○	○
				×	○
				×	○

(2) 成年年齢が 1 8 歳に引き下げられることに伴う申請対象者要件の改正

- ・三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人が県内に居住していることを要件とする。

(現行：未成年申請者に限り、親権者又は未成年後見人が県内に住所を有すること)

(3) 延滞金の計算方法の改正

- ・返還すべき額につき、年 1 4 . 6 % での計算を、県税延滞金の計算の例によることとする。

■岐阜県住民基本台帳法施行条例

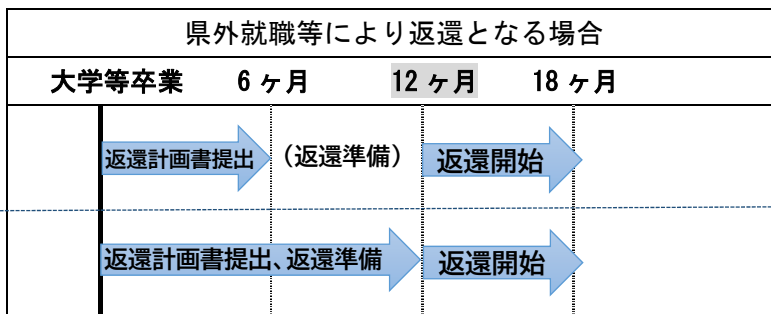
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる事務として、「清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務」を追加

3 施行日

令和4年4月1日

ただし、返還債務の免除及び猶予の要件の緩和は、令和3年10月1日以後に大学等を卒業した者について適用

<参考> 返還となる場合の適用関係



現行

条例改正を行っても、
返還開始時期は変えない。

改正後

清流の国ぎふ大学生等奨学金（平成28年度創設）

◇概要

県内高校等を卒業後、県外大学等に進学した方で、大学等卒業後にUターンし県内で居住・就業する意思のある方に貸与。卒業後に県内で5年間継続して居住・就業した場合に貸与額全額の返還を免除。（貸与月額3万円、年額最大36万円）

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

清流の国推進部市町村課

1 趣旨

「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進している。

今回の改正は、受入れ市町村の拡大、事務の廃止に伴う権限移譲の廃止を行うもの。

2 改正内容

(1) 条例で既に移譲対象となっている事務について権限を移譲する市町村を拡大するもの

事務の根拠法令	事務の概要	移譲先
農地法	農地転用の許可等	富加町
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の飼養の登録等	富加町

(2) 事務の廃止に伴い、市町村への権限移譲を廃止するもの

- ・ 租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定等に関する事務の一部
- ・ 岐阜県統計調査条例に基づく岐阜県輸出関係調査に関する事務

3 施行日

- ・ 令和4年4月1日

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

商工労働部商工政策課
(労働雇用課、産業技術課)

1 改正の内容

- (1) 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、2級及び3級の技能検定試験手数料（実技試験）に係る軽減措置が適用される対象の改正

○改正の趣旨

国においては、ものづくり分野を支える若者を確保するため、平成 29 年度から、各都道府県が「35 歳未満の者」の技能検定試験（実技試験）2 級及び 3 級の試験手数料を軽減した場合に、当該軽減措置に要する経費を 10 分の 10 補助することとしてきた。

しかしながら、国では、新型コロナウイルス感染症対策に財源を集中し、非常に厳しい財政状況にあることから、令和 4 年度より、軽減措置に係る国の補助金の対象者を「35 歳未満の者」から「25 歳未満の在職者」に変更することとされた。

本県においては、若年者のものづくり人材の育成・確保の観点から、県独自の措置として、国の補助対象外となる「25 歳未満の県内在校生」についても、引き続き軽減措置の対象とするもの。

○改正の概要

職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、2 級及び 3 級の技能検定試験手数料（実技試験）に係る軽減措置が適用される対象の改正を次のとおり改正する。

改正前	改正後
35 歳未満の者	在職者（※ 1）又は県内在校生（※ 2）であって、25 歳未満であるもの

※ 1 雇用保険の被保険者である者

※ 2 高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等する者であって県内に住所を有するもの又は県内の高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等するもの

(2) 工業試験に関し手数料を徴収する試験区分の新設及び廃止

○改正の趣旨

「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している手数料のうち、県試験研究機関が行う工業試験に関する手数料について、試験区分の新設及び廃止に伴う所要の規定の整備を行うもの。

○改正の概要

①試験区分の新設

業界からの要望に基づき、新たに試験機器の導入など試験体制が整ったことから、試験区分を新設（5項目）する。

手数料 の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
一般理化学試験手数料	三次元粗さ解析電子顕微鏡	SEM観察（1か所1枚の写真撮影を含む。）	4,870円に1試料について1視野増すごとに1,530円を加えた額
		粗さ解析	5,440円に1試料について1視野増すごとに2,100円を加えた額
		元素分析	6,010円に1試料について1視野増すごとに2,670円を加えた額
繊維試験手数料	吸水速乾性試験		9,900円
木工試験手数料	屈折率		1,020円

②試験区分の廃止

試験機器が老朽化しており、業界からも継続要望が無いことから、試験区分を廃止（1項目）する。

手数料 の名称	区 分	手数料の額 (1件につき)
窯業試験手数料	オートクレーブ試験	2,930円

2 施行日

令和4年4月1日

**令和3年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について
(令和4年1月31日専決)**

商工労働部商工政策課

新 売上が減少した事業者等への支援

1 事業費	3,000,000 (0 → 3,000,000)		
	【財源内訳】	【主な用途】	
	一般財源 3,000,000	交付金 2,950,000	
		委託料 42,525	

2 背景・事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けた県内事業者に対して、事業継続を支援するための支援金を支給する。

3 事業概要

岐阜県オミクロン株対策特別支援金(3,000,000千円)

	概 要
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本店又は主たる事務所を有する中小法人等、個人事業者等であること。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、令和4年1月又は2月の月間の事業収入が平成31年～令和3年のいずれかの年の1月又は2月と比較して、15%以上減少していること。 ・ 平成31年以前から事業を行っている者であって、平成31年～令和3年のいずれかの年及び令和4年の1月又は2月において事業収入を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組みを実施する意思があること。
支給金額	<p>1事業者あたりの支給金額は次のとおり（1回限り）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人等：20万円（定額） ・ 個人事業者等：10万円（定額）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮要請等に伴う飲食店等への協力金の対象となる事業者は対象外。 ・ 国の事業復活支援金との併給可。

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉱業振興費
(明細書事業名) ○商工業企画費
商工業振興対策企画調整費